

一般社団法人日本小児神経学会　社会活動委員会細則

第1条 委員会の目的

発達上の問題を抱えている子どもと家族が暮らしやすい地域社会を実現するため
に、他の委員会との協働の下に以下の活動を行う。

- 1 小児神経科医の役割・学会の活動を社会に正しく伝えるとともに、地域社会
のニーズをくみ上げる。
- 2 地域の医療状況についての情報を交換し、専門家としての提言を行う。
- 3 小児神経に関する社会的課題を、女性としての視点も踏まえて考え、地域
社会を基盤とした活動を支える。
- 4 重症心身障害児者・医療的ケア児者に関する現状の把握、ならびに適切な支
援の普及に努める。
- 5 神経発達症の子どもたちの理解と支援を進める。

第2条 委員の任期

委員長、委員の任期は原則4年、やむを得ない場合は2期8年までとし、担当理事・
委員長が特段の事情ありと認めた場合には他の委員からの了解を得て一定期間延
長できるものとする。

第3条 定員

本委員会は、その活動の性質上、北海道、東北、関東、東海、甲信越、北陸、近畿、
中国・四国、及び九州の各地方会に所属する委員より構成される。様々な地域及び
異なる分野の問題に適切に対応するため、定員を35名とする。

第4条 副委員長

委員長は、必要に応じて若干名の副委員長を指名することができる。

平成27年11月20日 制定

令和3年7月13日 改訂

令和5年12月22日 改訂